

2026 年 10 月 1 日

東京製綱株式会社

就職活動生やインターンシップ参加者をはじめとする求職者等に係る
ハラスメント防止に関する対応方針

1. 目的と背景

当社グループは、「東京製綱グループ人権方針」のもと、すべての人の基本的人権と個人の尊厳を守ることを経営の根幹に位置づけ、特に、事業活動に伴う人権影響評価においては、「あらゆるハラスメント行為の禁止」を当社グループが最優先で取り組むべき最重要課題として特定しています。

当社グループは、この人権尊重の姿勢を当社グループ従業員にとどめることなく、当社グループの未来を担うパートナーである求職者やインターンシップ参加者等(以下、「求職者等」)に対しても分け隔てなく適用することが、企業としての重要な責務であると考えています。

本方針は、当社グループが目指す「ハラスメントのない健全で公平な社会の実現」に向けた決意を示すものであり、就職活動およびインターンシップの場におけるあらゆるハラスメント(以下、「就活ハラスメント」)の根絶を徹底するために定めます。

2. 本方針の適用対象

本方針は、当社グループにおける会社説明会、インターンシップ、座談会、面接、リクルーター面談、OB・OG 訪問、オンラインでの接触を含む、採用に関連する一切の場面に適用されます。

- 保護の対象

新卒採用応募者、キャリア採用応募者、インターンシップ等の参加者、OB・OG 訪問や面談の希望者等、当社グループの選考・イベントに関わるすべての求職者等。

- 本方針を遵守すべき対象

当社グループの役員・従業員(正社員、契約社員、派遣社員等を含む)および、採用業務に関与するすべての関係者(外部委託先・エージェント等を含む)。

3. 就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、当社グループにおける選考活動、インターンシップ、その他あらゆる接点において、採用側(または社会人側)という優越的な立場や非対称な関係性を悪用し、求職者等の意に反して行われる不適切な言動、精神的・身体的苦痛を与える行為、および不利益な取り扱いを指します。具体例として、主に以下の行為を禁止対象とします。

- セクシュアルハラスメント(性的な言動)

- 性的な関心に基づく発言、不必要な身体への接触、交際やプライベートな飲食への執拗な誘い。
- 性別や性自認、性的指向に関する差別的・不適切な質問や発言。
- 内定や選考の優遇と引き換えにした性的な要求や個人的な関係の強要。

- パワーハラスメント・圧迫的行為
 - 立場を利用した威嚇、暴言、人格否定、不必要な説教などの精神的な圧迫（いわゆる「圧迫面接」）。
 - 内定や選考通過の条件として、他社の選考辞退や就職活動の終了を強要する行為（いわゆる「就活おわれハラスメント／オワハラ」）。
 - 選考結果を暗に示して、不必要な課題や行動を強要する行為。
- プライバシーの侵害・適性に関係のない不当な質問・外見などへの言及
 - 容姿・体型などの外見、属性（国、ルーツなど）、宗教、思想・信条、政治的見解、家族の職業・収入、結婚や出産の予定等、適性・能力に関係のない事項に関する迫及や、不必要な言及や差別的な配慮のない質問。
 - 個人的な SNS アカウントの提示強要、検索・追跡、およびプライベートな連絡手段の強要。

4. 基本方針

当社グループは、以下の基本姿勢を厳守します。

- 立場の非対称性の悪用の絶対禁止

求職者等を当社グループと対等な立場で企業を選択する主体であると常に意識し、選考における立場の非対称性を悪用した、あらゆるハラスメントを理由の如何を問わず、一切許容しません。
- 個人の尊厳と公平な選考の追求

外見、属性、性別、思想、信条、家族関係など、適性・能力に関係のない事柄に基づく差別や不適切な言動を徹底的に排除し、応募者一人ひとりの尊厳を尊重します。

5. 具体的な防止措置

当社グループは、就活ハラスメント防止に係るガイドラインを策定するとともに、2. に定める本方針を遵守すべき対象者に対し、本方針および就活ハラスメント防止に関する教育・啓発を継続的に実施します。特に、会社説明会やインターンシップに関与する役員・従業員には、以下の行動ルールを含む注意事項を事前に周知徹底します。

- 面談時における透明性の確保
- 個人の SNS や私用端末を用いた連絡の禁止

6. 相談・通報体制

就活ハラスメントに該当する、またはその恐れがある事案を見聞きした場合には、求職者等および社内関係者が、それぞれ以下の窓口にご相談・通報することができます。

(相談・通報窓口)

求職者等向け窓口

弁護士法人番町総合法律事務所

メールアドレス bancho@bancholaw.jp

住所 〒102-0081

東京都千代田区四番町4-8 野村ビル4階

弁護士法人番町総合法律事務所

採用に関わる通報相談窓口

注意事項

- メールまたは郵便でのご連絡をお願いします。(電話での受付はできません。)
- メールや郵便の本文に、必ず「東京製綱グループの〇〇〇会社の採用に関して利用する」旨を明記してください。

社内関係者向け窓口

所属部門の部門長および東京製綱グループコンプライアンス・ホットライン

(事案発生時の対応)

- プライバシー保護と選考における不利益取り扱いの絶対禁止
相談・通報者および事実調査の協力者のプライバシーを厳守します。相談や報告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- 迅速・客観的な調査と被害者の救済
相談・通報受付後、東京製綱株式会社 内部監査室が速やかに事実関係の調査を行います。
ハラスメントの事実が確認された場合は、被害を受けた求職者等に対するメンタルケアや公平な選考機会の確保など、適切な救済措置を迅速に講じます。
- 再発防止策
事案発生後は原因分析を行い、必要に応じて当社グループの役員・従業員に対する教育内容や採用プロセス・運用ルールの見直し等の再発防止策を講じます。
- 厳正な処置
ハラスメント行為が確認された場合、社内規程等に基づき、行為者(従業員等)に対して厳正な処分(懲戒処分等)を行います。

7. 継続的な改善

本方針を当社グループの内外に宣言するとともに、採用活動終了後には求職者等へのアンケートなどを通じて実効性を評価・検証し、人権尊重の取り組みを継続的にアップデートします。

以上